

令和8年1月6日

以下のとおり、2件の懲戒処分を行ったので公表します。

**【事案1】パワーハラスメント**

1 所属部局	消防本部（消防署）
2 職名	主査長
3 年齢及び性別	30代、男性
4 処分内容	減給10分の1（1か月）
5 処分理由	<p>被処分者は、令和7年7月、当時部下であった職員に対し、意図的に無視を繰り返し行い、精神的苦痛をあたえるパワーハラスメントに該当する行為を行った。また、数年前から複数の部下に対し同様の行為を行っていた。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、職務を怠るものであり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第2号</p>
6 処分年月日	令和8年1月6日

**【事案2】飲酒運転（自転車）**

1 所属部局	消防本部（消防署）
2 職名	主査
3 年齢及び性別	40代、男性
4 処分内容	停職（1か月）
5 処分理由	<p>被処分者は、令和7年8月14日（木）三好市池田町内で飲酒し、翌15日（金）0時1分頃、自転車を運転した。</p> <p>その後、警察に声をかけられ、呼気検査が行われた結果、被処分者から基準値を超えるアルコール値が検出され、「酒気帯運転」の疑いで検挙された。</p> <p>その後、令和7年10月8日（水）に略式命令を受けた。</p> <p>この行為は、職の信用を失墜させるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する。</p> <p>※根拠法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号</p>
6 処分年月日	令和8年1月6日

**【お問合せ先】**

みよし広域連合消防本部 TEL:0883-76-5119